

# 令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 富津市

日頃より当市税務行政への御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、固定資産税では土地や家屋のほかに償却資産（事業の用に供することができる有形減価償却資産）を課税の対象資産としており、地方税法により「償却資産の所有者は1月1日現在における資産をその資産の所在する市町村に対して申告しなければならない（地方税法第383条）」と定められています。

申告につきましては、この手引きを御参考のうえ、期限までに必ず御提出いただきますようお願いします。

## 申告書提出期限 令和8年2月2日（月）

※ 申告書を郵送される方で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送を希望される場合は、必ず返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

### 申告の概要

#### 1 申告していただく方

毎年1月1日現在、富津市内で工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けたりするなど、事業をされている方で、償却資産（富津市内で貸し付けている資産も含む。）を所有している方。

※ 資産が無い場合も、その旨申告をお願いします。

※ 正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び富津市税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

#### 2 申告の方法と提出書類

申告書及び種類別明細書（申告方法等は6ページ以降をご覧ください）

#### 3 提出先

〒293-8506

千葉県富津市下飯野 2443 番地

富津市役所 市民部 課税課 資産税係（1階8番窓口）

TEL 0439-80-1242



「ふつん」

#### 4 電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）による電子申告が可能です。

詳しくは、<https://www.eltax.lta.go.jp/>を御覧ください。

## 第1 償却資産とは

1 償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権、特許権、営業権、その他の無形減価償却資産及び自動車税、軽自動車税の課税客体である自動車、軽自動車は除かれます。

## 2 償却資産の種類

種類		資産例
1 構築物	構築物	舗装路面（駐車場舗装）、外構工事、看板（広告塔等）、緑化設備、その他土地に定着した設備等
	建物	1 プレハブ等の建物で、基礎がないなど簡易な建物 2 テナント等の家屋に付加された建築設備・内装等
	附属設備（建築設備）	
2 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、土木建設機械等	
3 船舶	ボート、釣船、貸船等	
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5 車両及び運搬具	自転車、フォークリフト等の大型特殊自動車、構内運搬車等（自動車税、軽自動車税の課税客体となるものは該当しません。）	
6 工具、器具及び備品	机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、パソコン、冷蔵庫、医療機器、娯楽遊技用器具、理容・美容器具、旅館・食堂等の什器類、工場用工具類等	

業種別の主な償却資産と耐用年数

詳細は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で御確認ください。

業種	主な償却資産の例 ※（ ）内の数字は各資産の耐用年数
共通	金属製の扉（10）、コンクリート製の扉（15）、植木・植栽（20）、舗装路面（10または15）、広告塔・看板（10または20）、受変電設備（15）、屋外給排水ガス設備（15）、屋外照明電気設備（15）、パソコン（4）、コピー機（5）、エアコン（6）、テレビ（5）、金庫（20）、応接セット（8）、レジスター（5）、キャビネット（15）等
事務所	ロッカー（15）、タイムレコーダー（5）、事務机・椅子（15）等
小売業	陳列ケース（6または8）、冷蔵庫（6）、冷凍庫（9）、自動販売機（5）等
喫茶・飲食店	室内装飾品・接客用家具（5）、厨房設備（5）、カラオケ機器（5）等
建設業	給排水ポンプ（7）、コンクリートカッター（5）、ブルドーザー（5）等
理容・美容業	理容・美容椅子（5）、タオル蒸器（5）、ドライヤー（5）等
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、乾燥機（13）、プレス機（13）等
病院・診療所	手術機器（5）、消毒殺菌用機器（4）、歯科診療用ユニット（7）、レンタルゲン機器（4または6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）等
駐車場業	機械式駐車設備（15）、駐車場管理装置（10）等
不動産賃貸業（アパート経営等）	外灯（10）、物置（10）、自転車置場（10）、駐車場等の舗装（10または15）、防犯警報装置（8）、消火器具（10）等
農業	コンバイン（7）、ビニールハウス（8）、精米機（13）等
漁業	漁船（4から9または12）、漁網（3）、海苔乾燥機（10）、海苔裁断機（10）等
太陽光発電事業	太陽光パネル（17）、架台（17）、フェンス（10）等

### 3 特に注意を要する申告対象について

次の償却資産は、申告対象となりますので特に御注意ください。

- (1) 固定資産台帳等の帳簿に記載されていない簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産
- (2) 耐用年数を経過した資産で、減価償却を終わり帳簿上残存価額のみ計上されている資産であっても、事業の用に供されているもの（固定資産税における償却限度額＝取得価格の5%）
- (3) 赤字決算のため減価償却を行っていない資産であっても本来減価償却が可能な資産
- (4) 建設仮勘定で経理されている資産であるが、その一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
- (5) 遊休及び未稼動資産であっても、維持補修が行われ1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- (6) 清算中の法人で、自ら清算事務の用に供している資産及び他の事業者に事業用資産として貸し付けられている資産
- (7) 割賦販売の資産であっても、現に事業の用に供されている資産
- (8) 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部分とは別に新たな資産の取得としての申告となります。）
- (9) 取得価格が20万円未満、又は耐用年数が1年未満の資産であって税務会計上、減価償却資産として計上している資産（【参照】4（3）少額資産等の取扱いについて）
- (10) 大型特殊自動車で、ナンバープレートの分類番号が「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」のもの
- (11) 家屋の建築設備(附帯設備)で償却資産として取り扱うもの  
なお、家屋の所有者と異なる方が取り付けた附帯設備である場合、その事業の用に供する資産である限り、取り付けた方が償却資産として申告していただくことになります。

### 4 少額資産等の取り扱いについて

償却資産において、地方税法の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、次のものとなります。

- (1) 使用可能期間が一年未満であるもの又は取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
  - (2) 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
  - (3) 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの
- したがって、3の(9)のとおり、取得価額20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象になります。

## 5 国税と地方税（固定資産税）の主な違いについて

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定額法、定率法の選択制	定率法のみ ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ
特別償却・割増償却	認められる	認められない
圧縮記帳の制度	認められる	認められない
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
評価額の最低限度 (法人税は償却可能限度額)	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
改良費	合算評価	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)

## 6 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に該当する資産は、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例が認められています。該当する場合は、償却資産申告書の備考欄に適用条項を記入し、特例適用のわかる書類を提出してください。

## 7 非課税となる資産

地方税法第348条に該当する資産は非課税となります。該当する資産については、その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入し、必要書類を提出してください。

## 8 税率及び税額

税率 100分の1.4

税額 課税標準額 × 税率 = 税額

※ 計算例 150万円×1.4% = 21,000円

## 9 免税点

課税標準額の合計価格が150万円に満たない場合は課税されません。

なお、免税点未満であっても償却資産の申告は必要です。

## 10 調査協力のお願い

地方税法第408条の規定により、申告内容の確認のため、実地調査並びに関係書類の提供を求めることがありますので、その際は御協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2の規定により、税務署等の官公署に提出された資料を閲覧することができます。

調査の結果、税額の修正を行うことがあります。その際は、当該年度分だけでなく最大5年度分遡ることもありますので、あらかじめ御了承ください。

## 11 評価額の計算方法

前年中取得のもの 評価額=取得価額×前年中取得のものの減価残存率Ⓐ  
 前年前に取得のもの 評価額=前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率Ⓑ

### 減 価 残 存 率 表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得 のものⒶ	前年前取得 のものⒷ		前年中取得 のものⒶ	前年前取得 のものⒷ		前年中取得 のものⒶ	前年前取得 のものⒷ
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

※ 「前年中取得のものⒶ」の欄は、半年分の減価残存率、「前年前取得のものⒷ」の欄は1年分の減価残存率

## 第2 申告の方法と提出書類

### ●本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・償却資産申告書</li><li>・種類別明細書（全資産・増加資産用）</li></ul>
注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和8年1月1日現在、富津市内に所有している資産を全て申告してください。</li><li>・<u>償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入し提出してください。</u></li><li>・課税標準の特例を適用する場合は、法令等で定められた書類を添付してください。（例：先端設備（地税法附則第15条第41項）に係る添付書類は、工業会証明書の写し、認定を受けた計画の写し、認定書の写しが必要となります。）</li></ul>

### ●前年度に申告されている方

※ 前年度に申告された資産は、種類別明細書に資産の内容等を印字しています。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・償却資産申告書</li><li>・種類別明細書（全資産・増加資産用）</li></ul>
注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・前年中（令和7年1月2日から令和8年1月1日まで）に増加した資産を種類別明細書に記入してください。</li><li>・前年以前に取得した申告もれ資産、移動してきた資産は種類別明細書に記入してください。</li><li>・減少した資産については、印字されている種類別明細書の該当資産を朱書きの2本線で消し、摘要欄に理由を記載してください。</li><li>・増加、減少した資産がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記入し提出してください。</li></ul>

### ●廃業、解散、営業譲渡された方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・償却資産申告書</li><li>・種類別明細書</li></ul>
注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・償却資産申告書の備考欄にその旨記入してください。</li><li>・減少した資産については、印字されている種類別明細書の該当資産を朱書きの2本線で消してください。</li><li>・営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。</li></ul>

### ●電算システムによる全資産申告をされる方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・償却資産申告書</li><li>・全資産種類別明細書（電算システムから出力されるもの）</li></ul>
注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和8年1月1日現在、富津市内に所有している償却資産を全て申告してください。</li><li>・償却資産申告書には、評価額、決定価格、課税標準額まで全て記入してください。</li><li>・全資産種類別明細書には、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数、減価残存率、評価額、決定価格、課税標準額を記入してください。</li></ul>

☆ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「種類別明細書」は必ず提出してください。

☆ 償却資産申告書及び種類別明細書の記入については、7～10ページの記載方法を御覧ください。